

議案第 67 号

東郷町国民健康保険東郷診療所条例の一部改正について

東郷町国民健康保険東郷診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める
ものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、東郷町国民健康保険東郷診療所訪問看護ステーションの
廃止に伴い必要があるからである。

東郷町国民健康保険東郷診療所条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険東郷診療所条例（昭和63年東郷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び町内の在宅療養者の訪問看護」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第1項中「ステーションを除く。」及び「単に」を削り、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「及び訪問看護」を削り、同条第1項第5号中「要介護者等」を「加齢に起因する疾病等により、常時介護を要すると見込まれる状態にある者及びそのおそれがある者（要介護者等）」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）に基づく別表第1又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び同条第2項第4号の訪問看護」を削り、同項を同条第2項とし、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条の見出しを「使用料及び手数料」に改め、同条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「及び休業日」を削り、同条中「及びステーションの休業日」を削り、同条第4号を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

東郷町国民健康保険東郷診療所訪問看護ステーションの廃止に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 訪問看護ステーションを廃止すること。（第1条及び第3条関係）
- (2) 訪問看護ステーションの任務、業務及び休業日を削除すること。（第5条、第6条及び第10条関係）
- (3) 訪問看護ステーションの利用料を削除すること。（第7条、第9条及び別表第2関係）
- (4) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。